

事例番号:350326

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 38 週 4 日 陣痛発来のため入院

4) 分娩経過

妊娠 38 週 5 日

10:27 頃- 胎児心拍数陣痛図で高度および軽度遅発一過性徐脈、軽度遷延一過性徐脈を散発的に認める

13:27- 子宮口全開大から 2 時間経過し努責弱いため、オキシトシン注射液投与開始

13:55 頃- 胎児心拍数陣痛図で高度遷延一過性徐脈を認める

14:11 頃- 胎児心拍数陣痛図で基線細変動の減少を伴う高度遅発一過性徐脈を認める

14:35 頃- 胎児心拍数陣痛図で高度遅発一過性徐脈および基線細変動消失を認める

15:02 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:38 週 5 日

(2) 出生時体重:2600g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.69、BE -28mmol/L

- (4) アプガースコア:生後 1 分 0 点、生後 5 分 2 点
- (5) 新生児蘇生:人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、胸骨圧迫、気管挿管、アドレナリン注射液投与
- (6) 診断等:
出生当日 重症新生児仮死
- (7) 頭部画像所見:
生後 21 日 頭部 MRI で大脳基底核・視床に信号異常を認め、低酸素性虚血性脳症の所見

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分:診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
医師:産科医 1 名、小児科医 1 名
看護スタッフ:助産師 3 名、准看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、分娩経過中に生じた胎児低酸素・酸血症により低酸素性虚血性脳症を発症したことであると考えられる。
- (2) 胎児低酸素・酸血症の原因を解明することは困難であるが、臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 胎児は、妊娠 38 週 5 日 10 時 27 分頃から低酸素の状態となり、その状態が出生までの間に進行し、低酸素・酸血症に至ったと考える。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020 年 4 月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 38 週 4 日 5 時 00 分、妊産婦が陣痛を自覚し来院した際の対応(内診、分娩監視装置装着、リアシュリングと判定し、一時帰宅としたこと)は一般的である。
- (2) 妊娠 38 週 4 日 13 時 25 分、妊産婦の陣痛の自覚が増強し再度来院した際の

対応(内診、分娩監視装置装着、陣痛間隔 4 分と判断し入院としたこと)は一般的である。

- (3) 子宮収縮薬の使用について書面を用いて説明し同意を得たことは一般的である。
- (4) オキシシリン注射液の開始時投与量は一般的である。
- (5) オキシシリン注射液投与中の分娩監視方法(分娩監視装置による連続監視)は一般的である。
- (6) 妊娠 38 週 5 日 13 時 27 分、子宮口全開大から 2 時間経過、および続発性微弱陣痛と判断してオキシシリン注射液による陣痛促進を行ったことは、いずれも一般的である。
- (7) 妊娠 38 週 5 日 13 時 55 分頃より遷延一過性徐脈を認めた際に、オキシシリン注射液の投与を中止したことは一般的である。
- (8) 胎児心拍数陣痛図上、妊娠 38 週 5 日 13 時 55 分頃および 14 時 5 分頃に高度遷延一過性徐脈、14 時 11 分頃以降、基線細変動減少を伴う高度遅発一過性徐脈を認める状況で、14 時 32 分にオキシシリン注射液の投与を再開したことは一般的ではない。
- (9) 胎児心拍数陣痛図上、14 時 35 分頃より高度遅発一過性徐脈および基線細変動消失を認める状況で経過観察としたことは一般的ではない。
- (10) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。
- (11) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

- (1) 新生児蘇生として、酸素投与、バッグ・マスクおよびチューブ・バッグによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管を行ったことは一般的である。
- (2) 重症新生児仮死のため、高次医療機関 NICU に搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

- (1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」を再度確認し、胎児心拍数波形レベル分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが望まれる。

(2) 子宮収縮薬(オキシシン注射液)の使用については「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2023」に則した使用法が望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

なし。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。